

令和8年生駒市教育委員会第1回定例会会議録

1 日 時 令和8年1月20日(火) 午前9時30分～午前11時08分

2 場 所 生駒市役所 401・402会議室

3 審査事項

- (1) 報告第1号 令和7年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の結果について
- (2) 報告第2号 生駒市指定文化財保護審議会の答申について
- (3) 報告第3号 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の使用料に関する規則の制定について
- (4) 議案第1号 生駒市指定文化財の指定について
- (5) 議案第2号 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則の制定について
- (6) 議案第3号 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の制定について
- (7) 議案第4号 生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について
- (8) 議案第5号 生駒市長の権限に属する事務の補助執行の協議について

4 教育委員会出席者

委員(教育長職務代理者)	飯島敏文	委員	中川義三
委員	吉尾典子	委員	友岡清一

5 教育委員会欠席者

教育長 原井葉子

6 事務局職員出席者

教育部長	松田悟	生涯学習部長	坂谷操
教育部次長	南口嘉子	教育総務課長	山本英樹
幼保こども園課長兼務		学校給食センター所長	山本芳和
教育指導課長	花山浩一	幼保こども園課指導主事	牧野由美
幼保こども園課指導主事	長崎文	児童総務課長	石田昌代
生涯学習課長	甫田和佳子	図書館館長	西野貴子
スポーツ振興課長	西政仁	教育総務課課長補佐	松田美奈子
教育指導課課長補佐	中田博久	教育政策室長	杉山史哲
こども園準備室長	澤辺誠	図書館南分館長	中川公子

図書館北分館長 谷 江 真美子
スポーツ振興課課長補佐 大 畑 由 紀
教育総務課（書記） 寺 川 寧 々

生駒駅前図書室長 入 井 知 子
教育総務課（書記） 土 井 智 史

7 傍聴者5名

午前9時30分 開会

○開会宣告

○日程第1 議席の指定について

○日程第2 前回会議録の承認

○日程第3 教育長報告

○日程第4 報告第1号 令和7年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の結果について

・令和7年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の結果について、山本教育総務課長から説明

<参照：議案書p1～2>

（質疑）

吉尾委員：生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例の制定について、有料化が可決されたという認識でよいか。

西課長：そのとおりである。これは有料化及びルールの見直しの経緯についてである。

吉尾委員：令和8年4月から実施であれば申込み等は進んでいるのか。

西課長：体育施設の開放に関する条例施行規則の承認後、申込み等の手続きを進める予定である。

吉尾委員：令和8年の実施に向けて、利用者が気持ちよく利用できるよう、システムトラブルへの対応もお願いしたい。

中川委員：「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める件」について、決定内容を教えていただきたい。

石田課長：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について説明する。従来どおり保育士資格を有する者は学童保育の指導員として応募可能であるが、新たに奈良県のみで3年間有効となる「地域限定保育士資格」が認められる予定であり、この資格を持つ者も指導員採用に応募できる見込みである。奈良県では、「地域限定保育士資格」に関して現在制度整備を進められており、前期・後期で1年に2回実施される保育士試験のうち、今年の後期試験に向けて準備が進んでいる。整備が完了次第、「地域限定保育士資格」の活用が可能となる見込みである。

南口次長：生駒市乳児等通園支援事業の実施方針および関連整備について説明する。本事業は国の指導に基づき実施するもので、生後6か月から3歳未満で、現在いずれの施設にも通園していない児童を対象とする。申込みにより最

大10時間を上限として通園が可能となる制度である。一方、本市では保育士不足により待機児童が増加している状況にあるため、国が定める「10時間」の利用上限について、当面の間、令和8年度は4時間、令和9年度は5時間、令和10年度に国基準どおり10時間とする経過措置を設ける方針である。この経過措置については、議会において保育士不足や待機児童対策を優先すべきとの意見、現場保育士の負担増加を懸念する声などがあつたが、最終的には可決された。地域限定保育士制度は保育士不足の解消を目的とした制度であり、奈良県では今年10月から取り組む意向である。この制度の活用により保育士不足が改善され、待機児童の解消につながり、将来的には「こども誰でも通園制度」を安定的に実施できる環境整備につながることを期待している。

中川委員：国でも様々な制度が創設されているが、早期から取り組んでいただき有り難い。

吉尾委員：人材不足は深刻である。人材の裾野を広げるためには、採用対象が広がったことを積極的に周知する必要がある。現在、広報誌や人材ニュース等で様々な取組を紹介している点は評価するが、採用の幅が広がった点についても適切な機会を捉えてしっかりとアピールし、より多くの方に関心を持ってもらえるよう工夫してほしい。人材確保に向けた取組は担当部署に大きな負担がかかっていることを理解しつつ、引き続き効果的な広報に努めていただきたい。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第5 報告第2号 生駒市指定文化財保護審議会の答申について

・生駒市指定文化財保護審議会の答申について、甫田生涯学習課長から説明

<参照：議案書p3、別冊1>

(質疑)

飯島委員：今ご紹介いただいた文化財2点は、将来的にふるさとミュージアムで展示される予定なのか。

甫田課長：承認後のスケジュールとして、1月23日に告示を行う予定である。その後、奈良県教育委員会および文化庁への報告を経て、生駒市議会への報告を実施する流れとなる。次に、新たに指定された文化財の周知に向けた取組として、紹介パンフレットの作成や、文化財である「柄杓」について、市内で茶道具を制作している事業者に依頼し、実際に手に取って触れることができるレプリカの制作を行う方針である。さらに、2月24日に予定されている市の定例記者会見において報道発表を行い、ふるさとミュージアムで特別展示を実施する予定である。

中川委員：文化財の展示やレプリカ製作について、子どもたちが実際に手に取れたり、歴史に触れられる機会が増えるのは大変意義があり有り難い。現在、ふるさとミュージアムが改装中であるが、収蔵品が増えたのか、整理や保存環境の改善のためなのか、改装に至った背景を知りたい。

甫田課長：大きく収蔵品が増えているというわけではないが、今回の文化財についても以前から生駒市に寄贈いただいている中のもので、審議会にかけてふさわしいものをご推薦いただき今に至る。今後も同様である。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第6 報告第3号 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の使用料に関する規則の制定について

・生駒市立小学校及び中学校の体育施設の使用料に関する規則の制定について、西スポーツ振興課長から説明

<参照：議案書 p 4～6 >

(質疑)

吉尾委員：先日開催された市町村教育委員会研究協議会において、今後の学校の適正配置が課題となり、人口減少が著しい市町村では小学校の統廃合が進む中、使用しなくなった学校施設の活用が大きな課題となっていた。生駒市についても、将来的に現状の体制を維持できるかは不透明である。その上で、仮に学校として機能を果たさなくなった場合、施設をどのように活用していくかを考えておく必要がある。今回、体育館や運動場の利用に関する取組については、将来を見据えた持続可能な対応として有意義であり、今後も継続されることを期待している。

中川委員：これまで学校現場では、教頭が多様なグループを取りまとめ、利用調整等の対応を行うなど、管理職に大きな負担がかかっていた状況であった。その上で、市が主導し、学校に関係なく誰もが公平に利用できる仕組みを整えていただいた尽力に感謝している。少子化の進行により学校施設の利用機会が減少している現状については、学校によっては校内スペースを地域に開放する取組を検討している例もある。市民の税金で整備された施設である以上、放置して老朽化させるのではなく、市民の健康増進や文化活動に資する形で有効に活用できるよう検討してほしい。

審議結果 【報告のとおり承認】

○日程第7 議案第1号 生駒市指定文化財の指定について

・生駒市指定文化財の指定について、甫田生涯学習課長から説明

<参照：議案書 p 7 >

(質疑)

吉尾委員：自分たちが住んでいる市の身近な歴史を学ぶことは非常に重要である。多くの場面でアピールしていただき、興味を持って学ぶ機会が生まれれば良いと思う。

飯島委員：歴史を学ぶ上で、自分との関わりを実感できる機会は非常に少ない。そのため、身近な地域に存在する文化財や、古い時代の遺物を手元で確認できる環境があることは、歴史全体をイメージするための重要な手掛かりとなる。また、文化財の指定やミュージアムでの展示、さらにはレプリカを製作して実際に触れる機会を提供する取組は、子どもたちが歴史を身近に感じる上で大変有意義である。今後もこうした取組を継続してほしい。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第8 議案第2号 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則の制定について

・生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則の制定について、西スポーツ振興課長から説明

<参照：議案書p 8、資料1>

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第9 議案第3号 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の制定について

・生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例施行規則の制定について、西スポーツ振興課長から説明

<参照：議案書p 9～12>

(質疑)

中川委員：緊急に連絡する際は、システム以外で行うのか、それともシステム上で行うのか。

西課長：学校体育施設の使用調整に係る窓口業務については、市内のいずれかの体育施設において実施する方向である。使用希望団体からの連絡は、その体育施設に直接入れてもらう。また、学校行事等により急遽施設が利用できなくなる場合は、体育施設から使用予定団体への連絡を行う運用となる。

友岡委員：登録団体に制限はあるのか。登録後、システム上で有効となるまでにどれくらい時間がかかるのか。

西課長：登録団体の対象は、生駒市内在住・在勤・在学者で構成され、おおむね十名以上の団体を想定している。団体の種別としては、新たに設立される「地

域クラブ」、学校部活動の地域移行に伴う団体、中学生以下の青少年を対象とし指導者が付いて活動する団体、一般団体である。体育施設の開放に関する条例施行規則が可決された後、団体へ通知を行い、生駒市教育委員会で登録申請を受け付ける。申請内容が許可されれば、利用に必要なシステム登録を窓口で実施する。窓口では申請書を提出いただければシステム登録が可能であり、特段時間を要するものではない。ID登録が完了した団体は施設予約が可能となる。

友岡委員：学童保育で利用する場合は使用料がかかるのか。

西課長：児童福祉法に基づく使用となるため、使用料は減免となる。

友岡委員：事前の登録は必要か。

西課長：占用利用の場合は、申請が必要となる。

友岡委員：学童ごとに団体としての登録が必要なのか。

西課長：学童側で登録するのか、担当課で一括して登録するのかについては、今後検討したい。

審議結果 【継続審議】

○日程第10 議案第5号 生駒市長の権限に属する事務の補助執行の協議について
・生駒市長の権限に属する事務の補助執行の協議について、南口教育部次長から説明
<参照：議案書p14>
(質疑)

吉尾委員：市長部局で行っていた仕事が教育委員会に委ねられるということか。

南口次長：地方自治法では、市長部局と教育委員会はそれぞれ独立した組織として位置付けられ、所管事務も明確に区分されている。保育に関する事務は児童福祉法に基づくものであり、本来は市長の権限に属する事務である。しかし、生駒市では幼保連携型認定こども園化の整備が進む中で、教育委員会が保育関連事務も併せて執行している状況にある。このため、事務の効率性を確保する観点から、市長が教育委員会に保育関連事務を補助執行させる旨を「補助執行規則」に明記している。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についても、幼稚園・保育園いずれでも実施可能な保育関連事務であり、本来は市長部局が所管すべき事務である。補助執行規則に当該事業の規定をしない場合、市長部局で事務を行うこととなり、現在教育委員会が担っている保育事務との分断が生じ、非効率となる。以上を踏まえ、「こども誰でも通園制度」に関する事務を補助執行規則に追加し、引き続き教育委員会において当該事務を執行するための協議を依頼するものである。

吉尾委員：教育委員会の業務がさらに増加する可能性があるのではないか。来年度の人事配置にも影響が及ぶことが想定されるため、働き方改革の観点から職員増員が図られることを期待している。

中川委員：教育委員会で乳幼児に関しても運用を一括して整える体制を構築したことについて、子どもたちをより丁寧に見守ることにつながるだろう。人的体制の確保が必要となるが、可能な範囲で事務の省力化や簡略化を検討し、業務が円滑に進むよう工夫してほしい。特に、幼稚園や保育園では子ども一人ひとりへのケアが求められるため、現場が対応しやすくなるよう事務負担の軽減を図ることが重要である。引き続き、運用体制の整備に努めていただきたい。

審議結果 【原案のとおり可決】

○日程第11 その他

・市長専決処分の報告について、石田児童総務課長から説明

<参照：その他資料1>

(質疑)なし

・(仮称)認定こども園壱分こども園整備経過報告について、澤辺こども園準備室長から説明

<参照：その他資料2>

(質疑)

吉尾委員：3歳から壱分幼稚園へ入園予定の子どもたちの募集状況について、すでに大体の数が把握できているのか。

牧野指導主事：10月の時点で、併願も含め3歳児は17名の願書の提出があった。

吉尾委員：なばた幼稚園に引き続き通うとするならば、通園方法や保護者対応を含め、どのようになるかということも示していく必要があるだろう。

中川委員：子ども園建設に関する計画及び工事の進捗について、現場に足を運ぶことが難しい住民にとっても、経過報告があれば工事の進捗を容易に理解できるのではないか。今後も今回のように進捗状況を示していただければ、自治会としての理解促進につながるだろう。

・総合公園体育施設リニューアルに係るワークショップについて、西スポーツ振興課長から説明

<参照：その他資料3>

(質疑)

吉尾委員：生駒南小・中学校の再編や各幼稚園の統合など、公教育に関わる大きな事業が進む中で、これまでは市が一方向的に計画を進めているように感じられる場

面もあったが、最近は「みんなで考えていこう」という姿勢が見られる。今後、新しい施設や事業を進める際には、実際に利用する住民の声を大切にしながら計画を進めることが不可欠である。また、このようなワークショップの開催は、住民が意見を共有し合い、誰もが使いやすく「行ってみたい」と思える公園づくりにつながるものであり、引き続き大切にしてほしい。

・生駒南小学校・生駒南中学校整備事業について、杉山教育政策室長から説明

<参照：その他資料4>

(質疑)

中川委員：ワーク①「安全な環境・設備」における屋外の子ども用トイレの安全性について、入口に防犯カメラを設置していただけると有り難い。

吉尾委員：学校施設ではあるが、それ以上に地域のための大きな施設が整備されるというイメージに変わってきている。様々な要素を取り入れながらより良いものにしようとする教育委員会の姿勢が伝わる。今後も前向きな姿勢で、幅広い意見を取り入れていただきたい。

・令和8年2月行事予定について、山本教育総務課長、甫田生涯学習課長から説明

(質疑)なし

・その他

(質疑)

吉尾委員：高校入試が大きく変更されたことに伴い、現場の混乱や保護者の不安について教育委員会として把握していることはあるか。

花山課長：大きな混乱が生じているという話は聞いていない。県及び生駒市の双方で校務支援システムが変更されたことに伴い、高校入試の申込み手続や調査書のやり取りについて、県と連携しながら丁寧に調整を進めている。

○日程第12 議案第4号 生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について

・生駒市立小学校及び中学校教職員の管理職人事について、松田教育部長から説明

<参照：別紙（非公開）>

≪ 個人情報を含むため、質疑内容は非公開 ≫

審議結果 【原案のとおり可決】

○閉会宣告

午前11時08分 閉会